

国見小学校いじめ防止基本方針

いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

学校として、なすべきこと

いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない、という強い認識を持つ。
- ・ 児童生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなるという認識を持たせる。
- ・ 教師一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、児童生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、日ごろから教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図る

- ・ 学校規模や学級の児童生徒数の多少にかかわらず、いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという危機意識をもって、教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図る。

家庭・地域・関係諸機関との連携を深める

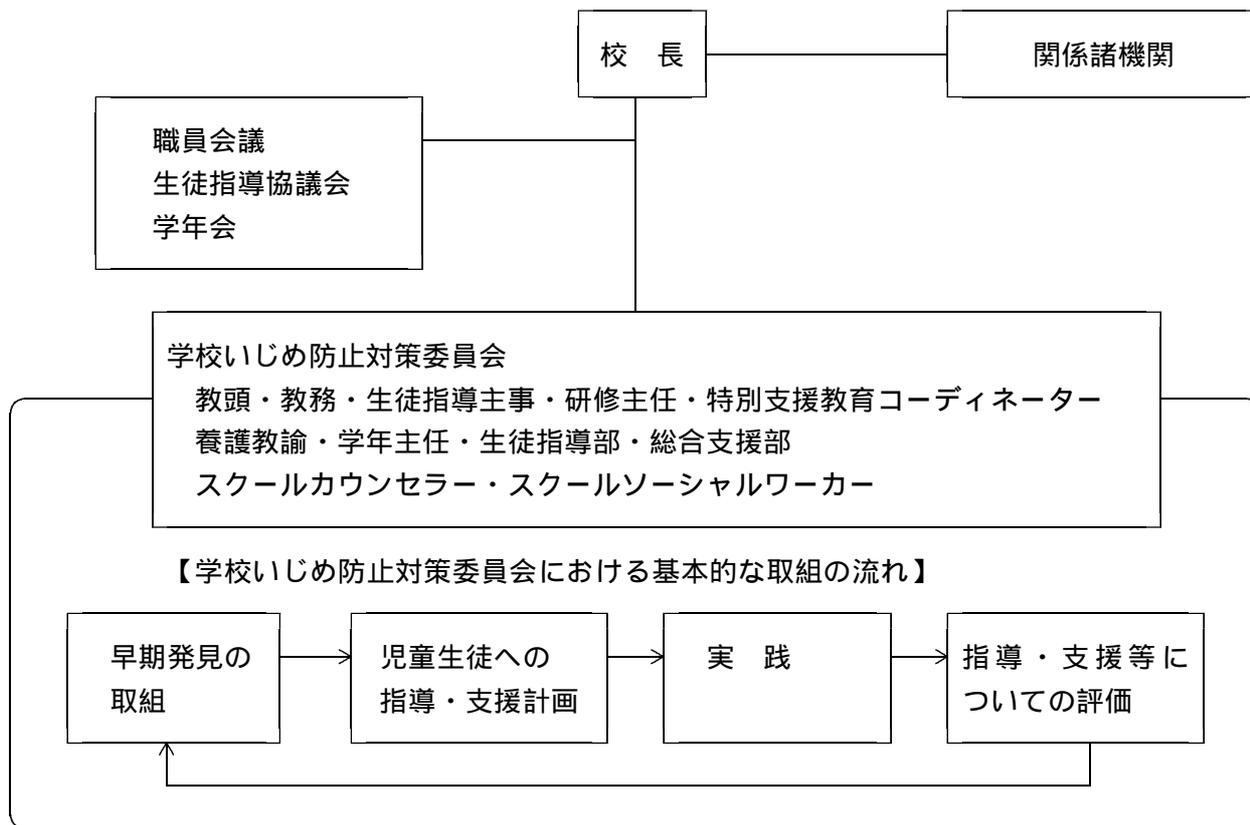
- ・ 学校だけではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。また、必要に応じて、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。

いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る。

- ・ 点検は基本的に全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題について全教職員で共有する。
- ・ 定期的に児童生徒から直接状況を聞く手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、学校の実情に応じて、個別面談、個人ノートや生活ノートの活用など、更に必要な取組を推進する。
- ・ いじめの問題に関する校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)

- ・ いじめの早期対応に当たっては、すべてを担当まかせにせず、学校いじめ防止対策委員会(生徒指導部や総合支援部を含む)を中心とし、校長のリーダーシップの下で全教職員が一致協力して継続的に取り組む。
- ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて校長、教頭、当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応する。
- ・ 教育委員会、町保健福祉課、児童相談所、警察署、民生委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図る。



学校いじめ防止対策委員会

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

学校におけるいじめの防止等に関する措置

いじめの防止

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない(見て見ぬふりをするのも同罪である)」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- (2) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職

員の意識や、日常的な態度が重要である。特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。

- (3) 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感・自己存在感を育む。
- (5) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (6) 24時間いじめ相談ダイヤル等、いつでも子どもたちがいじめ等の悩みを相談することができる様々なチャンネルについても、改めて児童生徒に対する周知を徹底する。

) 早期発見

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識する。
- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にに関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (3) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談、生活ノート）等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。（生徒指導の年間計画参照）

) いじめに対する措置

- (1) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応はとらない。
- (2) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意する。
- (3) 学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。また、保護者に指導の経過や今後の指導方針を明確に説明して緊密な連携を図り、誠実に対応する。事実を隠蔽することなく、教育委員会や関係諸機関との連携を密にしていく。
- (4) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努める。

重大事態への対処

）重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる

調査主体：学校の設置者又は学校

調査を行うための組織：

- ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい。
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

事実関係を明確にするための調査の実施
- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合：当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取
自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。

）調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要。

調査結果の報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。